

令和7年12月22日

五所川原市教育委員会
令和7年 第13回定例会
報告及び提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

- | | | | | |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 報告第10号 | 議案に対する意見について（令和7年度五所川原市一般会計補正予算第4号（教育委員会所管分）） | P | 1 |
| 2 | 議案第28号 | 教育財産の取得の申し出について（スクールバス購入） | P | 2 |
| 3 | 議案第29号 | 工事の計画について（体育施設照明LED化業務） | P | 3 |

報告第10号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したため、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 意見を求められた議案
令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分）
- 2 参考資料（意見を求められた議案資料）
別冊「令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）教育委員会所管分抜粋」のとおり。

議案第28号

教育財産の取得の申し出について

五所川原市長に対し、下記のとおり令和8年度における1件500万円を超える教育財産の取得を申し出るものとする。

記

事業名・担当部署	申し出内容
<p>スクールバス購入事業 (教育総務課)</p>	<p>【事業内容】 教育委員会保有のスクールバス（金木小学校の通学区域及び通学外バスで利用、47人乗り）1台について、購入後27年が経過し、エアコン、暖房及びエアースペンション等が不調となっていることから、同車両に代わってマイクロバスをスクールバスとして購入する。 また、保有バスは児童の通学ほか現地学習などの通学外バスとしても使用しており、現在のバスをマイクロバスとすることで乗車定員数が減ることから、マイクロバスをもう1台購入し、民間委託しているスクールバス路線に配置することで、委託経費を削減するとともに、校外学習用の移動手段を確保する。</p> <p>【事業費及び財源】 事業費： 24,000千円 財源予定：過疎対策事業債 24,000千円</p> <p>【取得を申し出する財産】 マイクロバス 2台 24,000千円 ※1台当たり12,000千円</p>

議案第29号

工事の計画について

令和8年度に実施する500万円以上の工事の計画を下記のとおり策定する。

記

事業名・担当部署	計画内容
<p>体育施設照明LED化 業務 (スポーツ振興課)</p>	<p>【事業内容】 水銀灯(令和3年から)、一般蛍光ランプ(令和3年から)の製造及び輸入禁止並びに電気料金の高騰を踏まえ、体育施設照明のLED改修を行う。 なお、改修は民間事業者への業務委託により行うこととするが、実質的には改修工事であるため、工事計画を策定する。</p> <p>実施体育施設 (1) つがる克雪ドーム(グラウンド部分半分) (2) 市営庭球場 (3) 市民体育館(アリーナ以外) (4) 北斗グラウンド管理棟 (5) 市営球場街灯 (6) 金木運動公園(管理棟・街灯)</p> <p>【事業費及び財源】 事業費：46,970千円 財源予定：過疎対策事業債 46,900千円 一般財源 70千円</p>